

全員協議会会議録

- 1 日 時 令和3年4月16日(金)
10時00分開会 10時55分閉会
- 2 場 所 議 場
- 3 出席議員 深沼達生、川上 均、山下清美、中河つる子、鈴木孝寿、佐藤幸一(欠席)、
西山輝和、口田邦男、中島里司、奥秋康子、加来良明、高橋政悦、
議長： 桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長兼総務係長：宇都宮 学
- 5 説明員
(1) 町長からの申し出事項
町長：阿部一男、副町長：山本 司、総務課長：神谷昌彦
保健福祉課長：佐藤秀美、同課長補佐：石川 淳、同主幹：下保哲也
健康推進係長：倉重千晶
- 6 議 件
(1) 町長からの申し出事項について
・新型コロナウイルスワクチンの接種等について
・年末年始の休日の変更に向けての検討について
(2) その他
・条例案審議の取り扱いについて
・クールビズの取り組みについて
・議会モニター募集状況について
- 7 会 議 録 別紙のとおり

(1) 町長からの申出事項について

・新型コロナウイルスワクチンの接種等について

桜井議長：全員協議会を開催したいと思う。

新年度が始まって、何かいろいろなものが始まり、農作業も一部で始まっているようであるので、大変お忙しい中をお集まりいただいたことに感謝を申し上げて、本日の全員協議会を開催したいというふうに思う。

なお、佐藤幸一議員におかれては欠席の申出があったので御報告する。

本日の議件は、町長からの申出事項である。冒頭、町長から御挨拶をいただく。

阿部町長：皆さん、おはようございます。本日、全員協議会の申し出をしたところ、今日の開催の運びとなった。お礼を申し上げる。私からの申出は、2点ほどある。1点目は、新型コロナウイルスワクチンの接種について、スケジュール、その他注意事項だとか、そういうことをこれから進めるに当たって、皆さんに説明をさせていただく。後ほど、もちろん担当課から説明をさせていただきたいと思う。更にもう1点については、年末年始の休日の変更に向けた検討を行いたい。これは十勝管内全部あるいは全道一斉に、北毎道だけが国で準じてない方法を取っているところが多いようであるので、この辺について検討を始めていきたいという説明である。どうぞよろしくお願いをしたいと思う。

桜井議長：それでは、新型コロナウイルスワクチンの接種等について、担当課から進捗状況、清水町予防疫健康被害調査委員会条例の提案について説明をいただく。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤秀美）：（説明員の紹介）今日は4名で出席させていただいている。よろしくお願ひする。

新型コロナウイルスのワクチン接種については、これまで補正予算等の審議の中で質疑を受けて、一定程度説明してきたけれども、今回、実施要綱案が大体固まったので、本日説明させていただく。まず、課長補佐のほうから清水町の実施要綱案について説明の後、私のほうから健康被害の関係について説明させていただく。よろしくお願ひする。

保健福祉課長補佐（石川淳）：それでは、説明に入る前に、皆さんに3つの資料をお渡ししているかと思うのだが、御確認いただければと思う。「新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」という資料、そして、「予防疫接種による健康被害の対応について」という資料、もう1つ、「新型コロナウイルスワクチンの予防疫接種について」という3つの資料である。

それでは、説明をさせていただきたいと思うが、説明に入る前に、そもそもなぜこのコロナウイルスのワクチン接種をする必要があるかというところからお話をさせていただき、当町の実施要綱案、接種計画について御説明をさせていただきたいと思う。新型コロナウイルスについては、変異種が発生するなど、まだまだ分からないこと、未知なことがたくさんあると言われている。当町も含めて、あらゆる場所で今、感染症対策が施されたにもかかわらず、現在までに日本全国で9,400人以上の方が亡くなっているという現状がある。こうした中で、ワクチン接種を多くの方に受けていただくことで、感染予防だったり重症化予防につながることで、本人、自分自身を守るだけでなく、集団や社会、次世代の健康を守ったりするなど、あと、逼迫する医療機関の負担を減らすことができる手段として、今、ワクチン接種が期待されているところを理解していただきながら、今回の当町の接種計画についてお聞きいただければと思う。

それでは、当町の接種計画について説明させていただく。先ほどお話しした資料の「新型コロナウイルスワクチン接種計画」、こちらを御用意いただければと思う。それでは、説明をさせていただく。2ページ目になる。清水町における接種体制というページがある。こちらについて御説明をまずさせていただく。清水町において接種体制については、集団接種と個別接種、こちらを組み合わせて行う予定である。集団接種については、清水赤十字病院の協力の下、文化センターを会場に実施する予定である。土曜日、日曜日に開設するという形で、先ほどお話ししたとおり、文化センター、時間は9時から17時となっている。こちらはまだ未定などところがあるが、今のところこの時間で行おうという計画である。個別接種については、清水地区については前田クリニック、たい内科医院を中心に行おうと、そして、御影地区については御影診療所を中心にして行うという計画を今しているところだが、個別接種については平日、

特に医療機関で行うものであるから、午後に実施をするというような予定で計画をさせていただいている。接種の予約については、集団接種、個別接種ともにコールセンターを設けて受付をするという形で進めている。コールセンターについては、予約はまだだけれども、相談内容については、4月1日から設置をして相談等ができるような形を整えている。それでは、新型コロナウイルスワクチンの接種概要ということで、3ページ、4ページを見ていただければと思う。こちらのほうに町の人口、令和3年3月末現在だけれども、人口を書かせていただいた。9,252人という形で、その中、高齢者が3,448人いらっしゃる。その他、一般の方で5,804人という形で書かせていただいている。接種率の想定については、今回の新型コロナウイルスワクチンについては強制ではないので、受ける方の同意なく接種することはないということで、接種率を約80%という形で、こちら想定させていただいている。接種会場については、先ほど御説明したとおりなので、書かせていただく。接種期間については、当初、国からのワクチンの供給が早いうちにあるのではないかとということで、3月末もしくは4月のうちに行うことができるのではないかとということであったけれども、今、ワクチンの供給の関係が報道等で知られているかと思うけれども、高齢者施設等の入所者から進めて、令和3年5月の中旬からできるように、今、医療機関若しくは施設とも調整をしているところである。その他、施設に入っていない方、65歳以上の高齢者については、中旬ぐらいから接種ができるのではないかと。これも申し訳ないのだが、ワクチンの供給によっては前後する可能性があるということだけ御理解をいただければと思う。一応そういったような形で接種を進めていきたいという形である。5ページに、今度それぞれ町民の皆様が事前通知から接種までの流れということで、大まかにこの辺を書かせていただいている。お知らせという形で、3月15日の広報のほうに準備状況、コロナワクチン接種の準備状況のお知らせを一度入れさせていただいている。その後、コールセンターの開始、4月1日の開始に伴って、防災無線等も入れさせていただいているところである。接種券及びリーフレット等のお知らせについては、高齢者については、4月下旬に接種券を発送するという予定で、今、進めているところである。その後、国からワクチンの配分を受けて、それぞれ医療機関等に配分し、その後、予約を受け付けて、予約した日に接種をしていただくという形が大まかな流れである。これはあくまでも大まかな流れである。それでは次に、集団接種について少し御説明させていただく。7ページをお開き願いたい。集団接種については、先ほどお話ししたとおり、文化センターを会場ということである。図が小さくて申し訳ないのだけれども、文化センターの公民館側の大集会室を中心に会場を設定して、受付から始まり、接種そして接種後の状態確認まで行うという形で進めていきたいという会場図である。受付から、問診を受けて接種するまで1人8分という想定を、今の町のほうではさせていただいている。状態確認が15分から30分程度あるので、1人が終わるまでに23分程度必要かなというところである。8ページを見ていただくと、資料が細かくて申し訳ないのだけれども、1時間どの程度の人数が接種できるかなど。あくまでもこれは机上での計算である。1時間で大体30人ぐらいの接種及び状態確認までできるのではないかとということで、この表をつけさせていただいている。あくまでもこれは本当に机上での計算で、目安である。次に、個別接種についての御説明である。10ページを見ていただきたい。先ほどもお話ししたとおり、個別接種については、医療機関にお願いする形になるかと思っている。医療機関からワクチンの見込数の報告をいただいて、町のほうで国から与えられたワクチンの配分を行い、その後、各医療機関で接種までしていただくという形である。最終的には接種履歴まで入力するという形で、国からタブレットが、今、町や医療機関に届いているところである。そういったような流れで個別接種を行う形になる。続いて、集団接種と個別接種における各医療機関の対応についてということで、12ページになっている。こちら12ページのほうも、字が大変小さくて申し訳ないのだけれども、各医療機関に対応していただきながら、1週間の流れをつくっているところである。先ほどもお話ししたとおり、平日は午後に医療機関で個別接種、土曜日・日曜日においては一部医療機関に調整いただいて入っていただいているところもあるのだけれども、土日については基本的に日赤に御協力いただき、文化センターで集団接種という形である。この数字は1時間の人数だけれども、病院とこの辺はちょっと調整をさせていただいて、1時間このぐらいの人数で調整できるのではないかとということで示してある資料である。こちらは横のほうに書いてあるのだけれども、1週間できる人数というのは、各医療機関若しくは集団接種の人数を合わせると、1週で860人できるのだけれども、今回ファイザー社のワクチンを接種するということになっている。ファイザー社のワクチンを接種するということは、2回接種しなければならぬという現状があるので、それらも考慮した上で、このようなスケジュールを組ませていただいている。当然これはワクチンの供給量もしくは医療機関の状況によって変動するものであるが、基本的にこの状況で接種を進めていければなというところである。あくまでもこれも全てできた状況でということであるので、65歳以上の方の2回目接種まで10週程必

要かなというところがこの表である。それでは、次のページ、13ページ、14ページを御覧いただきたい。先ほどお話しさせていただいているとおり、町としては限られたワクチンを有効に接種していくということで、65歳以上の高齢者からスタートするという国の指針があるのだけれども、そこをワクチンが入ってくる量が限られているものだから、まず、高齢者施設の入所者から接種を進めていきたいという形で、この資料になっている。高齢者施設については、ここに書かれているとおり、特別養護老人ホームだったり、介護老人保健施設だったりといったところをここに書かせていただいているが、接種の予定者数は、現状取りまとめきれないのだけれども、入所者数で約220人、従事者数で約180人というところである。それらも踏まえて、今後、町内の訪問診療受診者についても進めていければというところである。基本的には、高齢者施設等については、当該施設の嘱託医であったり、かかりつけ医であったりという方が、先生がいらっしゃるので、そちらのほうに接種をお願いするという形になっている。次に15ページをご覧いただきたい。一般の高齢者、要介護施設に入っていない65歳以上の方を接種する形。そして、その後、基礎疾患を有する人、一般の町民への接種と続いていくのだけれども、これについては、先ほどからお話しさせていただいているとおり、国の接種順位と接種の時期を公表しているので、順次接種していくことになっている。これについては、国の示す接種順に従って、ワクチンの接種を町としても進めていきたいと思っている。あと、接種会場までの交通手段のない方については、会場までの送迎手段を確保するというので、現状、社会福祉協議会と調整をさせていただいているところである。方法についても、今後示していけるかなというところである。それでは、説明も最後のほうになっているけれども、17ページを御覧ください。報道等でも御覧になっているかと思うけれども、限られたワクチンを無駄にしないという取り組みで、当町においても予約等を踏まえて、今、1バイアルという単位でワクチンが来るのだけれども、そちらが5回分接種できるので、予約についても5の倍数で何とか取れればよいのだが、当然その日によって体調が悪い方、もしくは、急に来れなくなった方もいらっしゃる可能性もあるので、そのことを考慮しながらワクチンの接種を進めていきたいと思って考えている。そして、この資料については最後になるけれども、新型コロナウイルスワクチンに関する相談・広報体制については、先ほどもお話しさせていただいたとおり、4月1日からコールセンターを設置している。こちらのほうを御利用いただくような形で、問い合わせ・相談については対応させていただくという形になっている。また、町民への周知については、広報しみずやお知らせ版、ホームページ、防災無線、あと新聞折込チラシも使いながら、皆さんに広く周知をできれいかなと考えている。以上、接種実施計画という形で、今のところまだ案のところか状態ないところもあるのだけれども、このような形で示させていただいた。そして、この計画については今、説明したとおりなのだけれども、一番最初のページにちょっと四角枠囲みで書いてあるんだが、あくまでも現時点での計画内容である。今後、国の通知や事業の進み具合、検査状況、調整状況によって内容を変更する可能性があるということだけは御理解をいただければと思う。

また、この資料とは別資料「新型コロナウイルスワクチンの予防接種について」は、新型コロナウイルスのワクチン接種に伴っての予備知識を皆さんに知っていただければと思い、資料を配らせていただいた。後ほど読んでいただければと思うので、皆さんお時間のあるときに、できれば読んでいただければと思っている。私からの説明も以上である。よろしくお願する。

保健福祉課長：それでは、引き続き、「予防接種による健康被害の対応について」の資料について私のほうから説明させていただく。まず、表紙めくっていただいて、次の資料である。予防接種健康被害救済制度の資料である。予防接種健康被害救済制度については、予防接種の副反応による健康被害は極めてまれではあるが、不可避的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無に関わらず、迅速に救済するということになっている。予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村から給付するということになっている。次のページをめくっていただきたいと思う。健康被害救済制度の考え方の資料である。法に基づく予防接種は、社会防衛上行われる重要な予防的措置であり、極めてまれではあるが、不可避的に健康被害が生じ得るという特性があるにもかかわらず、あえて実施しなければならぬということに鑑み、健康被害を受けた者に対して特別な配慮をするために設けられた制度である。本制度による給付を受けるためには、疾病・障害認定審査会の審査を経る必要がある。同分科会においては、申請資料に基づいて、個々の事例ごとに症状の発生が医学的な合理性を有すること、時間的密着性があること、他の原因によるものと考え合理的でないこと等について、医学的見地等から慎重な検討が行われるということになる。次のページの資料を見ていただきたいと思うが、健康被害救済に係る手続についてである。健康被害救済の申請が行われた場合は、以下のような手続で審査・通知等が行われると

いうことになっている。申請者が、まず市町村長に申請することになる。市町村長は、市町村長が設置している予防接種健康被害調査委員会のほうに調査を指示して報告をもらうということになる。これを受けて、市町村長から都道府県知事、厚生労働大臣のほうに進達が行われて、厚生労働大臣が疾病・障害認定審査会のほうに諮問し、答申を受けて、今度、逆に厚生労働大臣から、それから、都道府県知事から市町村長ということで通知が行われて、最終的に市町村長から申請者に対して支給・不支給の決定の通知を行うと、こういった流れになっているところである。資料、次のページ、清水町予防接種健康被害調査委員会についての資料を御覧いただきたいと思う。設置の趣旨及び必要性については、これまでも説明したとおりにだけれども、予防接種法等に基づいて町長が実施する予防接種により健康被害が発生した場合において、当該健康被害の適正かつ円滑な処理に資するため、清水町予防接種健康被害調査委員会を置くということになる。所管事項だけれども、予防接種による健康被害発生に際し、当該事例について医学的見地から調査を行うということになっている。現在、委員については、十勝医師会が推薦する医師2人、それから、北海道知事が推薦する医師、これは1人である。それから、帯広保健所長、合計4名の委員で構成されている。その下の部分である。接種根拠等についてであるけれども、現在は、昭和52年に北海道から示されたひな形を準じて清水町予防接種健康被害調査委員会要綱を制定している。要綱を設置根拠報酬・費用弁償の支給はないという状況になっている。今回、新型コロナワクチン接種に際して、健康被害調査委員会の報酬等の費用が補助対象になるということで、健康被害調査委員会について調べたところ、市町村の附属機関として設置すべきとの裁判例が示されており、本町としても設置根拠について検討を行った結果、附属機関としての位置づけに変更し、清水町予防接種健康被害調査委員会条例を制定して、報酬・費用弁償の支給をするように改めたいというような結論に至ったところである。本来、新設条例については、定例会での提案を基本としているところであるけれども、新型コロナワクチン接種が今後本格化することから、万が一の健康被害が発生した場合に備えて、今月開催予定の臨時会での提案をお願いしたく、本日説明させていただいた。次のページ以降に、現在の要綱、それから、今回提案予定の清水町予防接種健康被害調査委員会条例案の対照表を添付しているけれども、条例案については現段階での案ということで、委員会を運営するための手続等が要綱と比較するとプラスされている。それから、十勝管内の他町と同様の日額12千円の報酬、それから、費用弁償の支給を規定して、条例制定と併せて臨時会で補正予算を提案するという予定になっている。説明のほうは以上である。

桜井議長：只今、担当課のほうから説明をいただいた。これに関して特に質疑があったらお受けしたいと思うが、何かないか。12番、高橋政広議員。

高橋議員：最近、河野大臣が、ワクチンを無駄にしないように、町村をまたいで接種できるようにするような発言があったと思うけど、最初はそんなことはないと思うのだけど、ゆくゆくは町村をまたいで接種することも想定に入れているのかどうかお聞きしたいと思う。

保健福祉課長補佐：河野大臣のそのお話しは、我々も承知しているところである。今後、最初のほうは、先ほど議員が言われたとおりに大丈夫だと思うのだけれども、後半については、まだちょっと状況が分からないけれども、そういったようなことも踏まえながら、他町と検討を進めなければならぬかなと思っている。それについてはまだちょっと検討の段階には入っていないが、今後考えていくということでもよろしくお願ひしたいと思う。

保健福祉課長：ちょっと追加する。大臣はいろいろな発言をされているけれども、基本的にワクチン接種は国の指示に基づいて町が実施していくということになっているものだから、大臣が発言して、すぐそのまま町に指示があるかということ、なかなか時間的なロスもあるものだから、まだその辺については、具体的な指示はないところである。

高橋議員：別の質問である。集団接種について、一応経過観察中に体調が悪くなった方の対処方法とか、例えば、日赤に連れて行くのか、救急車乗ってどこか行くとか、そういうことが想定されていないような感じなのだけど、その辺はどういうふう考えているか。

保健福祉課長：当然、接種会場には医師がいるので、まず最初に医師のほうに診ていただくと。そこで、医師の判断によっては救急搬送するとか、あと、集団接種の会場、それから、個別接種の医療機関においても、アナフィラキシーについては薬剤等も用意して接種を行うということになっているので、その辺も含めて、その薬で対応できるのかどうかも含めて、最終的に医師の判断になってくるということになる。

桜井議長：ほかに何か質疑ないか。4番、中河つる子議員。

中河議員：実際の接種期間が5月の中旬からということでここに書いてあるけども、現在、医療機関、この該当する医療機関の方々の接種が済んでいるのだろうか。3週間ほどかかるというのをテレビや何かでも言

っているのを聞いているのだが、どうか。

保健福祉課長：医療機関の従事者の接種ということでよろしいか。現状でいくと、清水の医療機関については、清水赤十字病院については、いわゆるコロナ患者の受入れの医療機関ということで接種が既に行われているけれども、まだ従事者 100%ではないようである。ほかの医療機関については、今週、ワクチンの配分、ワクチンの供給を受けて接種するというような話を聞いているのだけれども、昨日現在ではまだ接種が行われていないようである。なので、また町内の医療機関の従事者についても、全て接種終わっているわけではないということである。

桜井議長：ほかに、5番、鈴木孝寿議員。

鈴木議員：まず、施設入所者に対する接種なのだけれど、清水町民ではない人も入っているし、清水町民が他町村に行っている場合もあって、そういう家族の方がどうしたらいいかっていう多分問合せが来ると思う、もう想定されているのだけれど、例えば、清水の人が新得の施設に入っている場合、もしくは芽室とかに入っている場合、その逆もあるのだけれど、その辺というのは、どのような対応になってくるのかなということをおまかせ確認させてください。

保健福祉課長：高齢者施設の入所者の接種については、施設側で入所者本人、それから家族の方、更には、医師とも相談して接種するかどうかという意向を確認することになる。清水町の施設については、清水町のほうから医療機関に配分して、医療機関が接種するという形になる。なので、施設側で、例えば、本町の住民が他町の施設に入っている場合は、もう既に他町の施設から本町のほうに照会が来ている。施設側でどうしても接種券を集めて接種を受けなければならぬものだから、それは施設側のほうで事前に接種券を集める準備をしているところである。

鈴木議員：あと、先ほど高橋議員からもあったのだけれど、1バイアルで5回分だから、今、廃棄問題がちょっとあるけれど、例えば、施設に任ずるのも当然だけれど、余っているときに、例えば、役場職員の方でもう絶対無駄にしないぐらいの気持ちで打つても、誰も文句を言わないと思う。ぜひそういうのにも臨機応変にやっていただきたいなど。超法規的ではないけれど、一番やりやすいのが職員だと思う。例えば、保健福祉課のメンバーであったら、皆、現場で張り付いたりとかしていると思うので、そういう関係で、多分やっても誰も文句を言わないと思うので、ぜひ無駄にしないように、役場職員だけでもいいから、どんどん優先してでもやってほしいというふうにする。

保健福祉課長：確かに無駄にすることのないように、我々も取り組みたいと思う。高齢者の接種に際しては、実は、65歳未満の方というのは、接種券がまだ届いてない状態なのである。だから、今、鈴木議員が言われたように、やはり役場のほうで接種券をすぐ作るものだから、一番早い方法というのは、やはり町の職員なのかということに我々も考えているので、とにかく、まず無駄にしないようにということを考えて、我々も取り組みたいと思っている。

桜井議長：ほかに、2番、川上均議員。

川上議員：先ほど医療従事者の関係の質問があったのだけれども、高齢者の接種の前に、医療従事者の方の接種は一応全て終了させてからやる予定なのだろうか。それとも、並行してやるような形になるのだろうか。

保健福祉課長：川上議員が言われたように、当初は医療従事者が終わってから高齢者という流れであって、一番最初に国のほうでワクチン供給しているのも、それぞれ医療従事者用、それから、高齢者用ってということで分けているような扱いもあったのだけれども、多分この4月途中から配分されるワクチンについては、その辺は河野大臣の発言にもあったかと思うのだけれども、医療従事者、それから高齢者という用途を指定しないで柔軟にやってもいいというようなことになっているので、清水町のほうに配分されて、医療従事者の中でまだ未接種の方がいれば、当然、本人というか、医療機関の希望もあるかと思うけれども、その辺も確認しながら、医療従事者についても接種できればいいかなというふうに考えている。

川上議員：できれば、まずは医療従事者の方をきちんと済ませてからやるような形で対応をお願いしたいと思うんだけど。

続いて、当初、予算委員会ときには、予約についてコールセンターとそれぞれのかかりつけ医、そして、保健福祉課のほうでも受け付けるということでお話したのだけれど、これが今度変わって、コールセンター一本ということが変わったということよろしいのだろうか。

保健福祉課長：議会の質疑の中で答弁したときには、医療機関のほうでも受付するというような医療機関があるというような答弁をさせていただいたけれど、その後、協議をして、医療機関のほうでは受付をしないで、コールセンターのほうで一本化するということになったものだから、周知としては、コールセンターのほうに一本化して周知したいと思っている。ただ、どうしても役場のほうに窓口に来られた方、それを町のほうで受け付けられないということにはならないので、町の窓口に来た方については、当然町のほうで

受付というか、ウェブ上で予約できるので、そういったことをしたいなというふうに考えている。

川上議員：分かった。

あと、ほかの自治体も今それぞれ模擬接種をやられているのだけれども、そういう予定は町としては今、考えていらっしゃるのだろうか。

保健福祉課長：集団接種の部分かと思うけれども、本町でもシミュレーションを計画している。今のところ5月12日にシミュレーションを行うということで、今、計画をしている。

川上議員：5月12日ということで分かった。そのほかの自治体の、テレビやニュースで見ていると、先ほどの説明で、約1時間で30人という予定で組んでいると言われているのだけれども、実際には、ほかの町村では大体20人ぐらいが限界みたいなことを言っていたのだけれど、それは、模擬接種が終わってからまた検討するというのでよろしいのだろうか。計画では1時間30人ということで出されていたのだけれど。

保健福祉課長：ちょっと先ほどの表の中でもあった課長補左のほうから説明したかと思うのだけれども、とりあえずスタートするときには、1回目、2回目を合わせると30人というような計算になっていて、当初はその半分、いわゆる集団接種の会場だと、最大で1時間に30人接種すると、6時間接種した場合180人という接種の人数になるのだけれども、当初から180人でいくと、3週間たった後に、今度は2回目の接種が出てくるものだから、いわゆる1回目を打った人しか3週間後には同じ人しか打てなくなってくるものだから、当初はその半分でスタートしよう。いわゆる1日当たり90人、90人で3週間終わって、4週間目以降は、今度は2回目の方も出てくるものだから、1回目の方が90人、それから、2回目の方が90人、合計合わせると180人と。そんな計画でいるものだから、当初はちょっとその半分ぐらいの数字になっているものだから、その辺の状況も見ながら、またその後の計画については、もし変更が生じた場合には改めていきたいなというふうに考えている。

桜井議長：ほかにも何か質疑はないか。

(なしという声あり)

桜井議長：それでは、ないようなので、新型コロナウイルスワクチンの接種等については、これで終わらせていただく。

・年末年始の休日の変更に向けての検討について

桜井議長：続いて、年末年始の休日の変更に向けての検討について、年末年始の休日は、管内町村の多くで12月31日から1月5日、国・道及び帯広市等においては12月29日から1月3日としているということへの対応ということであるので、執行側のほうからこの件について説明をいただく。副町長。

副町長(山本 司)：私から資料に基づいて、年末年始の休日の変更に向けての検討について御説明申し上げます。現在、清水町においても、清水町の休日に関する条例の中で、第1条(3)に年末年始の休日は12月31日から翌年の1月5までの日となっている。今年2月に十勝町村会の副町長会議において、この変更について議題となったところである。既に御承知のとおり、とから広域消防局と十勝圏複合事務組合、ごみ処理の組合であるけれども、また、国や道、管内の関係団体などについては、国の休日と合わせて12月29日から1月3日ということになっていて、町村については、これと2日間ずれがあるということである。本町においても、行政機関との情報のやり取り、連携、あと事務処理においても、国・道との機関との同一のほうで事務処理上、効率的であるといった部分の認識を持っている。そういったことを踏まえて、本町においても変更の検討を進めるということで、今現在進んでいるところである。道内の179の自治体の状況を見ると、国・道と同じように12月29日から1月3日を休日としているところが、市では23の市、町村ではまだ少ないのだけれども5つの町ということで、うちと同様に12月31日から1月5日を休みとしている町村が131ということ、まだまだ多いのだけれども、管内的に見てみると、帯広市は平成17年から国・道に合わせている。幕別町が平成30年、池田町が平成31年から国・道に合わせて休日を変更しているところである。本町においても、今後の対応として、休日を変更することを前提に、影響について庁内で協議し、各課から関係団体にも説明をして、不具合等がないように調整がまとまったら、本年度もしくは令和4年度から変更に向けて準備を進めることとしている。そういったことで取り組んでいるということで、説明とさせていただきます。以上である。

桜井議長：只今の副町長からの説明の件について、何か質疑があれば受けたいと思う。2番、川上均議員。

川上議員：私が以前聞いていたのは、たしか金融機関との関係で、月末の処理の関係で、12月の大体ぎりぎりまでということ聞いていたのだけれど、それらも含めて、今後検討をしていくということによろしいか。

副町長：そういった関係機関も含めて影響が判明しなければ、国・道の休日に合わせていきたいという考え方で進

めてまいりたいと思う。

桜井議長：ほかに、4番、中河つる子議員。

中河議員：今年のごみ処理の日程のところ、12月から1月はちょっと変わっていると思ったのだが、これを含めた変更だろうか。

副町長：ごみ処理の燃えるごみ・燃えないごみの受入れについては、十勝圏複合事務組合で1月4日から受入れをしているところである。当町においても、燃えるごみ・燃えないごみについては、地域によって違うけれども、十勝圏複合事務組合のほうの受入れが1月4日からなものだから、本町においても4日から稼働をしているという状況がある。

桜井議長：ほかにないか。

(なしという声あり)

桜井議長：ないようであったら、これで町長からの申出事項の件について終わらせていただく。

ここで退席をいただく。

休憩する。

【休憩 10:48 (執行側退席)】

【再開 10:55】

(2) その他

・ 条例案審議の取り扱いについて

桜井議長：それでは、(2) その他ということで全員協議会を進めてまいりたいと思う。

最初のワクチンの関係に基づく条例案審議の取り扱いについて御協議をいただきたいというふうに思う。担当課より説明があった清水町予防接種健康被害調査委員会条例(案)の審査方法について意見をいただきたいというふうに思う。従来、新設条例案の審議については、会議規則第38条に基づいて、所管する常任委員会に審査を付託することを会議の中で諮っている。今回の条例案は、これまでの要綱で設置されている清水町予防接種健康被害調査委員会の根拠について条例化するもので、内容について従来の要綱を踏襲したものであり、町民への対応に大きな変更はないというふうに思われる。本件の審議方法について、皆さんの意見をお伺いしたいと思う。通常であれば議会運営委員会に諮り、委員会の決定に基づいて取り扱うことになっているが、そういったような進め方でよいか御確認をしたいと思う。

(異議なしという声あり)

桜井議長：新設条例(清水町予防接種健康被害調査委員会条例)の審議方法の取り扱いについては、議会運営委員会に諮ることになった。

・ クールビズの取り組みについて

桜井議長：それでは、続いて、クールビズの取り組みについて、中島議会運営委員長のほうから説明をいただく。

中島議会運営委員長：クールビズの取り扱いについてということでは、平成30年の議会運営委員会で6月から9月の実施を決め、令和元年度以降の継続実施を通知済みである。今年度も同様に対応するというので、皆さん方が御説明を簡単にしたいと思う。地球温暖化対策に取り組むとともに、夏季における議会活動を少しでも快適に行うため、暑さのしほぎやすい服装を励行するものとする。実施期間は、先ほど申し上げた6月から9月まで。対象は、本会議、それから委員会、議員研修会、視察研修など。実施内容については、実施期間中は各自の判断でネクタイを外すこととするが、会議等の開会及び閉会時は議員記章をつけた上着を着用するものとする。具体的には、議員各位が適切に判断することとするが、社会常識を著しく逸脱するような服装お断りするものというふうに思っている。以上である。

桜井議長：今、議会運営委員長から報告があったように、クールビズの取り組みについて何か御意見があったらお受けしたいと思う。

(なしという声あり)

桜井議長：そのように進めさせていただきます。

・ 議会モニターの募集状況について

桜井議長：続いて、議会モニターの募集状況について、事務局のほうから説明をいただく。

田本局長：事務局より、現在募集をかけている議会モニターの募集の状況について御説明をさせていただきます。3月15日、町内への周知の中で、議会モニター募集についてお知らせをしている。募集期間は4月30日までの期間としていて、現在までの応募についてであるけれども、1回目のモニターとして活動していただいた10名の方のうち5名の方から、また、新しい方として2名の方から、それぞれ応募をいただいている。現在7名である。定員は10名としているところである。この期間内に10名に達することを今願いつつ応募を受けているところであるけれども、先ほど御説明した、前回モニターを経験されている方から定員の半数まで既に応募をいただいているので、できれば残る部分について新しい方に入っていただくという形が、モニター会議の一定程度の刷新という形も図れるのかなというふうに、事務局としては希望をしているところである。できれば残る3名の方の応募について、4月30日までの期間中に定員を満たす、あるいは超える募集があればというふうに考えているので、議員の皆様それぞれでそういったことに興味のある方の情報があつたら、現在3枠欠員ということで、引き続き募集中である旨の情報提供ということをお願いできればというふうに思う。以上である。

桜井議長：只今、局長のほうから説明あつたとおりであるけれども、特に何か質疑あれば
(なしという声あり)

桜井議長：それでは、本日、全員協議会の案件が全て終わったので、これで委員会を閉じさせていただきます。御苦労様であった。

【閉会 10:55】